

平成 28 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 小 日 向 久 治
 (コード番号:6728 東証一部)
 問 合 せ 先 経 営 企 画 室 広 報 ・ I R 室 長 森 村 稔 生
 (TEL. 0467-89-2033 大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 9 月 29 日開催予定の第 112 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 24 年 7 月に導入いたしました執行役員制度が定着してきたこと、また、取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を更に推進するため、現行定款第 20 条(取締役の定員)につきまして取締役の員数を 18 名以内から 12 名以内に減少させるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条(取締役の任期)につき所要の変更を行うとともに、平成 27 年 9 月 29 日開催の第 111 回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第 20 条 当社の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。 (取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第 20 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 (取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 附 則 <u>第 22 条の規定にかかわらず、平成 27 年 9 月 29 日開催の第 111 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 29 年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、当該期間経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 9 月 29 日
 定款変更の効力発生日 平成 28 年 9 月 29 日

以 上